

古代かながわの官衙と交通

田尾 誠敏

古代律令国家は、地方を支配するために〔国一郡一郷〕という行政区分を行い、国と郡には国府や郡家（郡衙）といった出先機関である官衙（役所）を配置しました。これらの官衙がそれぞれの地域を支配する上で、交通路が重要な役割を果たしていました。この講座では、最近までの発掘調査の成果や研究から明らかになった、神奈川県におけるにおける地域支配機構と交通路の様相を考古学の視点から概観してみようと思います。

1. 地方行政制度の整備

ヤマト政権は都城と国家を支えるために、645年に起こった大化改新以降、律令体制を整えると共に地方支配を強めていきます。その両輪となるのが、地方行政制度の確立と交通網の整備でしょう。地方行政制度は古代を通じて、国一郡（評）一郷（五十戸・里）という3段階の支配が行われますが、当初は「国」というまとまりが存在せず、地方豪族の中から任命された郡（評）の長官が直接的に中央からの命令を受ける国造制の延長ともいえるべき体制でした。

大化前代の相模地方を治めていた国造は、『国造本紀』に師長・相武の両国造がみられ、これらとは別に鎌倉別の名が『古事記』に登場します。これら三大勢力の支配領域は、これまで行われてきた歴史地理学による研究や古墳の分布、相模地方の集落遺跡で出土する土器様相などから、相武国造のクニは相模川流域を中心とする地域に、師長国造のクニは酒匂川流域を中心とする地域に、鎌倉別のクニは三浦半島から基部の鎌倉一帯に比定することができます。この国造のクニが、大化五年（649）あるいは白雉四年（653）に行われたとされる孝徳朝の一斉立評によって6評に分割され、さらに天武朝の680年代に足柄評と相武評（仮称）がそれぞれ2評に分割されて8評になり、大宝令（701年）で郡制に移行したとみられています。令制国は、天武十二～十四年（583～685）の国境策定によって成立します。

横浜市の大部分と川崎市は、武蔵国22郡のうち南端部の久良・都筑・橘樹の3評に相当します。大化前代の武蔵国は、胸射・無邪志・知々夫の3国造が支配していました。これら武蔵地方の国造に関する有名な記述に、『日本書紀』安閑天皇元年（534）の記事があります。いわゆる「武蔵国造の乱」の記事です。篠川賢さんの説に従うと国造制が東国に及ぶのは6世紀終わり頃のことですので、国造制以前にも同様の支配関係が王権と地方豪族の間でなされ、地方豪族間の政争に王権が関与したものと思われる。『日本書紀』の編者が奈良時代に、この出来事を国造になぞらえて書いたものでしょう。王権の介入に感謝した笠原直主使は、横淳・橘花・多氷・倉櫛の4ヶ所を屯倉として献上しますが、これら4ヶ所の屯倉は全て多磨郡以南の武蔵南端部にあったとみられています（鈴木2014）。この時期の多摩川・鶴見川流域では、規模や分布などの点で古墳の勢力が衰えることが早くから指摘され、王権の委託を受けた在地豪族が輪番制で屯倉を運営したのではないかという説もあります（栗田2020）。

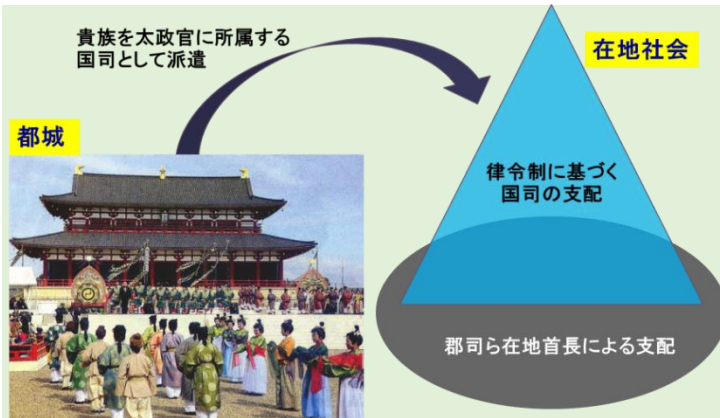


図1 律令国家の二重支配（吉田晶の説に基づく）



図2 都に税を運ぶ様子（朝日新聞社 2002）



図3 相模地方の国造と支配領域（田尾 2017a）

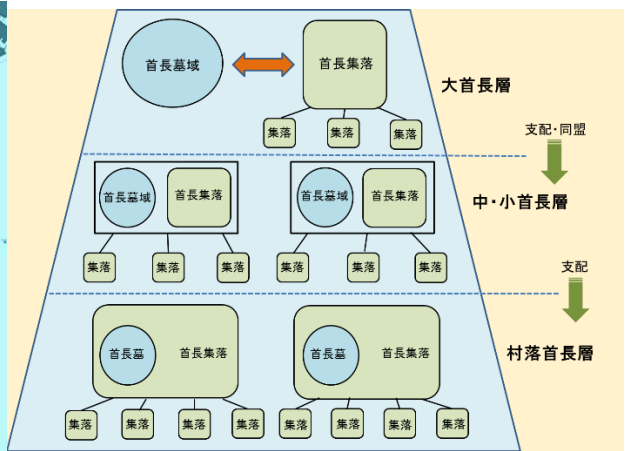


図4 在地支配の階層性（田尾 2014）

① 33 62 相模嶺の 小嶺見隠し 忘れ来る
妹が名呼びて 我を音し泣くな

② 33 63 我が背子を 大和へ遣りて
まつしだす 足柄山の 杉の木の間か

③ 33 64 足柄の 箱根の山に 粟蒔きて
実とはなれるを あはなくも怪し

④ 33 65 鎌倉の 見越の崎の 岩くえの
君が悔ゆべき 心は持たじ

⑤ 34 33 薪伐る 鎌倉山の 木垂る木を
まつと汝が言はば 恋ひつつやあらむ

歌に詠まれた地名は、
古代相模人が神を祀
る山を象徴

地域首長の支配拠点
は、神を祀る丘陵・山
麓地帯が中心

図5 相模びとの古里観（関 1994 を基に作成）

国造領域	孝徳朝	天武・持統朝	大宝令
師長国造領域	足柄評 師長評	足柄上評	足上郡
		足柄下評	足下郡
相武国造領域	相武評 高倉評	余綾評	余綾郡
		鮎河評 大住評	愛甲郡 大住郡
鎌倉別領域	鎌倉評 御浦評	高倉評	高座郡
		鎌倉評 御浦評	鎌倉郡 御浦郡

図6 相模地方における国造領の分割と評の設置（荒井 2019 を改変）

2. 律令国家による交通網の整備

古代の道路には、駅路や伝路と呼ばれる、今の国道や県道にあたる官道や地域の主要道がありました。特に駅路は都と地方を結ぶ大動脈として、律令国家にとっては地方行政制度とならぶ地方支配のための重要な施策でした。駅路は都がある畿内から西に4本（山陽道・山陰道・南海道・西海通）、東に3本（東海道・東山道・北陸道）のルートがあるので、七道と呼ばれています。駅路には、およそ30里（約16km）ごとに駅家が設置され、駅馬が配置されていました。駅家は官衙施設に準ずるような構造で、宿泊施設を兼ね備えた複数の建物から構成されています。駅家では、駅長のもとで駅子と呼ばれる労働者が駆り出され、道路の管理や補修に携わっていました。駅路は中央と地方を結び、人や物流あるいは情報通信を支えていましたが、地方支配のための軍事道でもありました。

そもそも七道制は、畿内5国（五畿）に対して地方を区分する大きな単位でしたが、後に都から各道制下の国を結ぶ官道をも呼ぶようになります。駅路の構造は、両側に側溝を持つ幅9～12mの大規模なもので、直線道を基本とします。しかしながら山間部を通る東山道のように、道幅がとれない場合や直線道路にできない場合は、必ずしもこの限りではないようです。また、鳥取県青谷横木遺跡（山陰道）の調査では、道路脇に街路樹が植えられていたこともわかっています。

駅路が都と地方を結ぶのに対して、伝路をはじめとする地域の主要道は、令制国内の官衙同士や、官衙と豪族の本拠地や郷の中心となる大集落といった、地域の拠点を相互に結んでいます。このような道路は、道幅が駅路のように広くはなくとも、直線道であったり側溝を持ったりするなど、駅路に準ずる構造のものも見受けられます。また、駅路が通過する郡では、駅路が伝路を兼ねていることが木下良さんや木本雅康さんによって指摘されています（木本 2000）。

江戸時代の東海道は日本橋を起点として京都の三条大橋まで続きますが、このようなルートが始まったのは宝亀二年（771）のことです。東海道が敷設された当初のルートは、足柄坂を越えて相模国に入り、相模湾岸を東に進んで三浦半島を横断し、横須賀しの東京湾側にある走水の岬から船で東京湾を渡って房総半島の上総国に向かうものでした。ヤマトタケル伝承の東征ルートも、この初期の東海道のルートを表しています。宝亀二年以前の武蔵国は東山道に属する国でしたが、この年に東海道へと所属替えになることによって、東海道の駅路は太平洋湾岸ルートから、相模→武蔵→下総→上総という内陸ルートへと変更されました。宝亀二年の太政官奏に、東海道には、三浦半島から上総国へと渡る相模湾岸の本線とは別に、夷参駅から武蔵国府を経由して下総国に向かう支線があることが知られています。この夷参駅は高座郡伊参郷にあった駅家で、現在の「座間」の由来であると考えられています。しかしながら『延喜式』にみられる相模国の駅家は、坂本駅→小総駅→箕輪駅→浜田駅とあります。夷参駅は『延喜式』に記載されていないので、武蔵国の東海道編入に際して支線が本線に格上げされ整理統廃合された結果、夷参駅は廃止されて近くの浜田に新駅が設けられたと想定されています。

ところが土器の流通からみると、相模・武蔵両地域を結ぶ南北の道が、古墳時代後期にさかのぼって存在したことを物語っています。また文献史料からも、武蔵国の防人や下野国造薬師寺司として派遣された僧宗蔵、あるいは那須湯に湯治に出かけた小野牛飼が、駿河・相模国を通過して行き来した記録があります。また10世紀に東山道・東海道で暗躍した就馬の党も、移動するのにこの道を通ったと思われます。このように、武蔵国を介して東海道と東山道を結ぶ連絡ルートは、東山道武蔵路が官道となる以前から存在し、武蔵路の公式な廃止後も地域の主要道路として利用されていたのです。

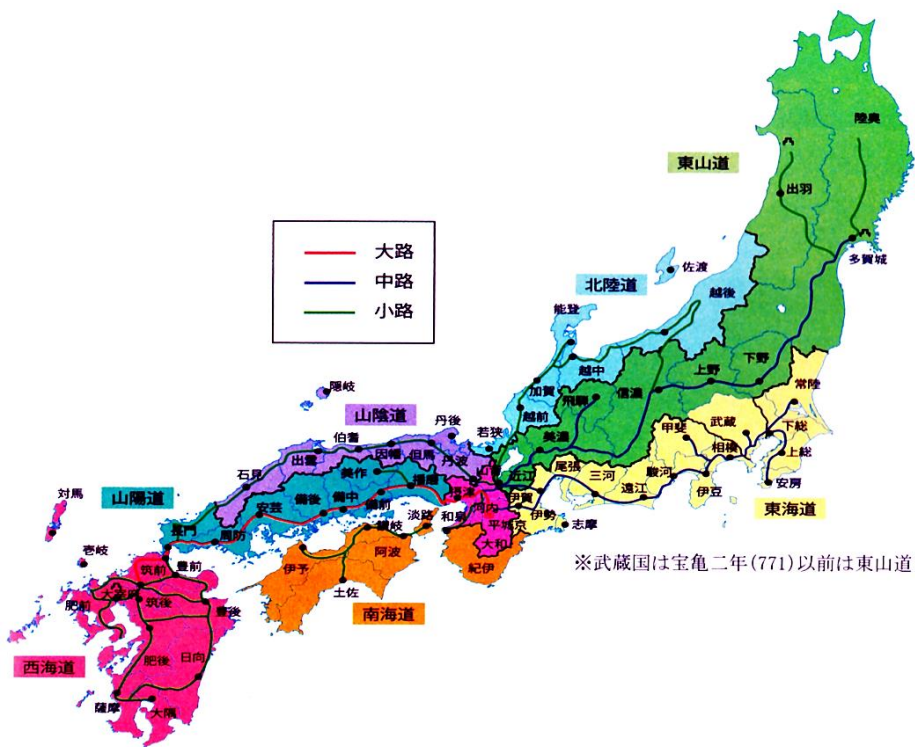


図7 令制下の駅路と国 (田尾・荒井 2017)

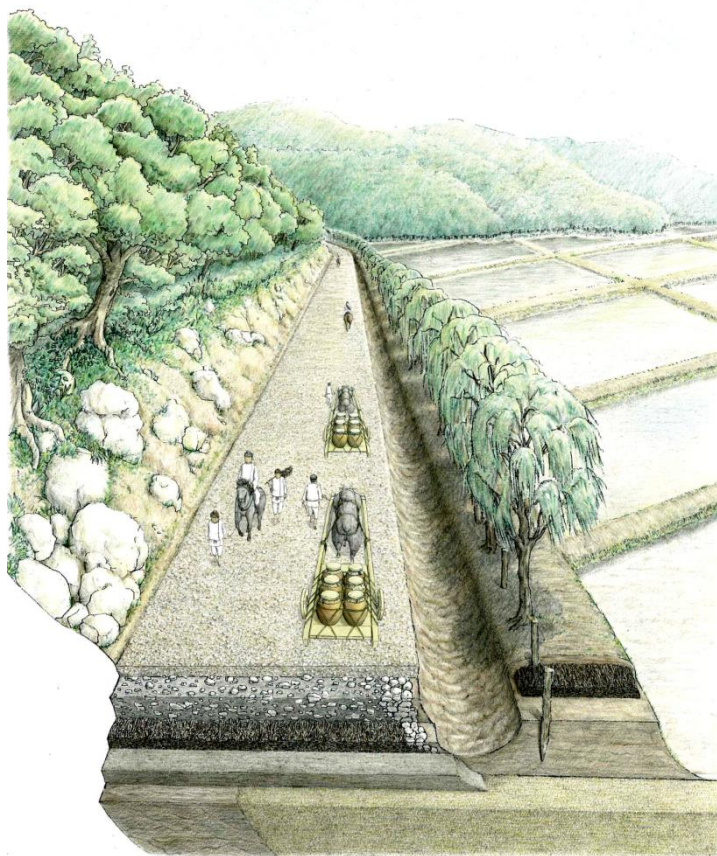


図8 青谷横木遺跡復元図 (記者発表資料より)

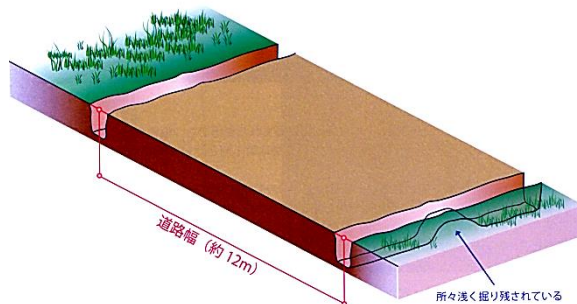


図9 東山道武蔵路の直線道とその構造 (国分寺市教育委員会 2017)

3. 東海道の整備と郡家・初期寺院の建設

先にも触れたように、大化改新以前の相模地方国造に相当する三大勢力が存在しましたが、考古資料の点から古墳時代後期の拠点集落や首長墓の立地は山麓や台地・丘陵部が中心で、それに比べて沖積低地の集落遺跡は少なく小規模であることが多いようです。平塚・茅ヶ崎・鎌倉などの相模湾に面する海浜部の沖積低地・砂丘域に集落が増加してくるのは、7世紀後半になってからで7世紀第4四半期以降に顕著です。砂丘域における7世紀後半の集落増加は、東海道の敷設や郡家の設置と無関係であるとは思えません。埼玉県所沢市東の上遺跡で発見された東山道武蔵路の築造年代は、側溝下部の土坑に地鎮のために埋納された須恵器の年代観から、7世紀第3四半期の終わりから第4四半期の初め頃に想定されます。東山道武蔵路が旧来から使用されていた東海道－東山道連絡路を再整備したものであるとすれば、東山道本道や東海道の整備もこの頃には完了していることとなります。さらに、相模国域では郡家や初期寺院の成立が7世紀第4四半期を大きくさかのぼらないと思われることから、東海道の整備に連動して低地部の開発を伴う郡家・初期寺院の建設が行われたと考えられるのです。

相模国内で郡家そのものが発見されていたり、およその場所が推測できる郡は8郡中6郡です。これら6郡は相模湾に面し、郡家も東海道に近く、河川を介して相模湾にアクセスが容易な水陸交通の要衝に立地しています。また、近接して郡家周辺寺院の存在も確認されています。

足下郡家は足柄評が上下に分割して成立したもので、足柄平野の小田原市千代台地で千代廃寺の存在が知られており、近隣の下曾我遺跡で郡家に関連する墨書土器や腰带具、皇朝銭などが出土遺物していることから、その北方の永塚台地上に郡家の存在が推定されます。余綾郡家は大磯町に所在すると思われる、祇園塚遺跡の一角（吹切）で瓦が多数採集されており、初期寺院の存在が想定されているからです。この場所は小総駅家から海岸沿いに進んできた東海道が、内陸へと進路を変えて大磯丘陵中を相模国府へと抜けるルートの転換点にあたります。大住郡は相模国府所在郡で、国庁の南方では大住郡や大住郡家を示す墨書土器が目立って出土していますので、大住郡家が国庁の南側に存在した可能性が高いと思われます。いわば神奈川県庁と横浜市役所が至近に建てられているようなものです。高座郡は相模原市域から相模湾岸の茅ヶ崎市域に至る南北に長大な版図を持ち、その中を東海道・東山道の連絡路が通ります。その中であって、高座郡の郡家は最も南の茅ヶ崎市域で発見されたました。このことは、郡家と東海道や相模湾岸の水上交通の関係を如実に物語っています。茅ヶ崎北陵高校のグラウンドで発見された高座郡家は、津を伴い初期寺院とセットで確認された極めて重要な遺跡です。鎌倉郡家は発掘調査によって、鎌倉市の御成小学校から鎌倉市役所一帯にあることが分かりました。現在の海岸線が当時はもっと内陸深く入り込み、鎌倉郡随一の良港となっていたと考えられています。付近には瓦が顕著に出土する遺跡があり、初期寺院が存在するものと考えられています。御浦郡家の所在地は分かっていますが、2箇所の初期寺院が横須賀市の東京湾側にあたる走水の周辺にあるので、御浦郡家も現在の横須賀高校の場所にあったのではないかと考えられています。武蔵国側では、久良郡家の所在はわかりませんが、古代瓦が採集できる横浜市南区の弘明寺近辺にあるのではないかと想定されます。都筑郡家（長者原遺跡）は横浜市青葉区荏田町で、東名高速道路周辺の開発で、郡庁・正倉・館および厨といった施設が発見されました。橋樹郡家（橋樹官衙遺跡群）は、川崎市高津区千年で発掘調査によって正倉群が発見され、近接する宮前区野川本町の影向寺一帯では初期寺院が存在することが知られていました。特に正倉群には、7世紀後半にさかのぼる斜方位の一群があり注目されています。

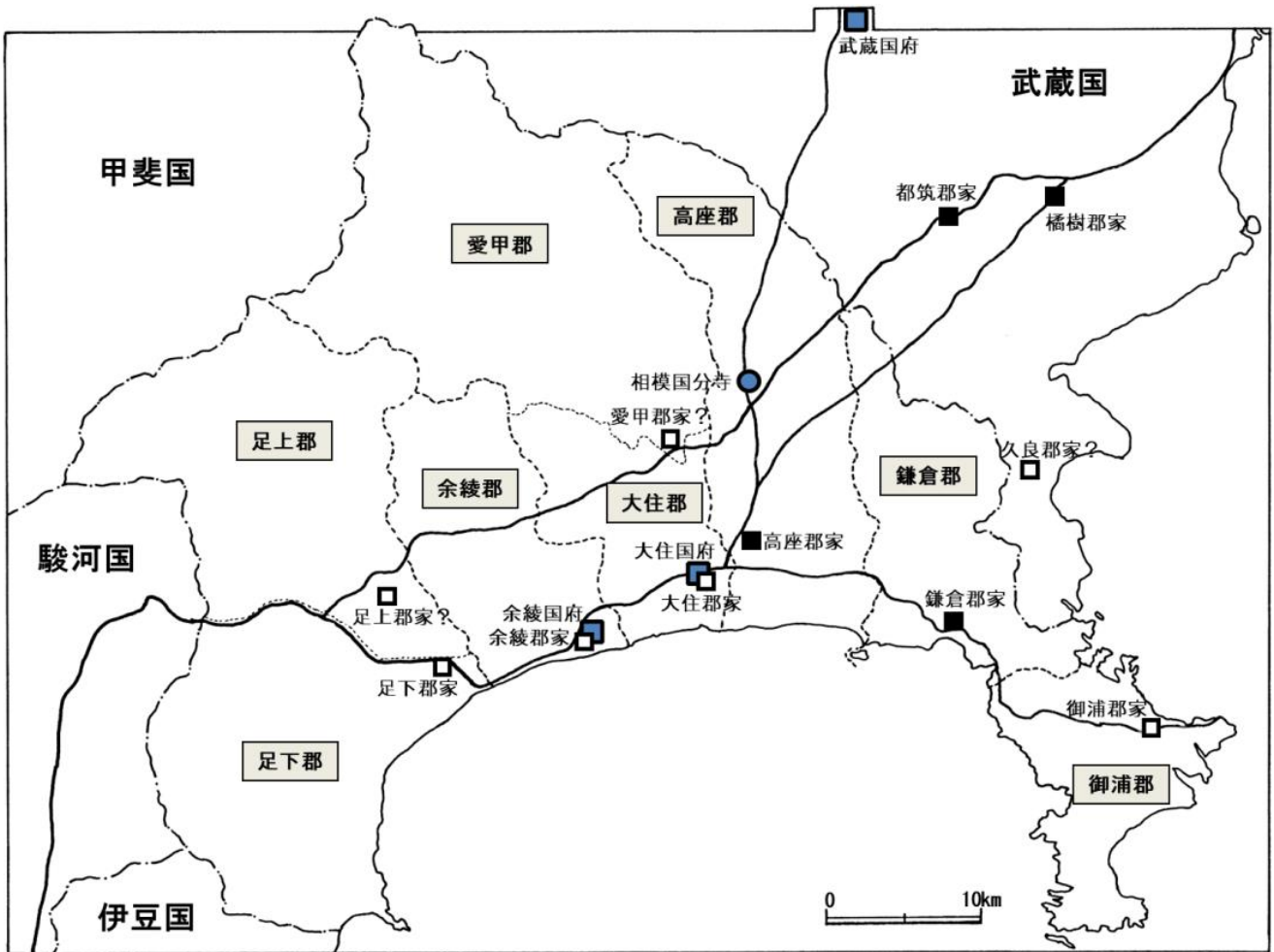


図 10 相模国における令制下の郡と交通路 (田尾 2017a・b)

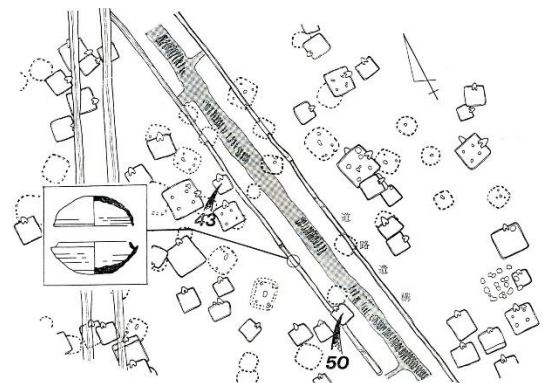


図 11 静岡市曲金北遺跡と東中原E遺跡第4地点(相模国府)
で発見された東海道駅路 (報告書より)

図 12 所沢市東の上遺跡の東山道武蔵路側溝に
埋納されていた須恵器蓋坏
(飯田 1994、根本編 2010)

4. 郡家の構造と立地

郡家は律令国家において、国府に次ぐ地方支配の拠点です。国府が中央から派遣される国司たちによって統べられるのに対して、郡家の統括者である郡司は、有力な在豪族の中から任命されます。郡司たちには、大領・少領・主政・主帳の四等官があり、彼らが職務を行う中心施設が郡庁です。郡家の大きな役割のひとつに、租・庸・調などの稲や特産物を徴税することがありますが、租として集めた稲を収めるための重要な建物として正倉が設けられました。本貫地から離れた郡司たちが住まいとしたり、国司が郡家を巡行する際に宿泊したり、公務で来訪する者を泊めたりする施設が館です。役人たちには給食が配されますし、儀礼や祭祀には饗宴がつきものですが、これらの食事を用意する施設が厨です。このような諸施設を有する郡家が、実質的な地域の末端行政を担う機関として機能していたのです。

郡の領域には、さらに最末端の徴税単位である郷が編成されていました。最初は五十戸で一里とされていましたが、奈良時代に郷と呼び替えられたものです。郡の等級は、この郷の数によって定められ、それに応じて郡司の定員が決められていました。郷はあくまでも徴税の単位ですから、一定のまとまった領域を持つ「村」とは異なり、固定的な領域は持っていないと考えられているようですし、郷長（里長）はいましたが郷の役所といったものはなく、郷長に任せられた有力者の居宅がその役割を果たしていたのでしょう。

(1) 太平洋湾沿岸部の郡家

先に概観したように、相模国八郡の郡家のうち、発掘調査によって所在地が確定しているのは、鎌倉郡家（鎌倉市今小路西遺跡）と高座郡家（茅ヶ崎市下寺尾官衙遺跡群）の2箇所です。そのほかでも郡家周辺寺院に比定される初期寺院関連遺跡の所在から、足下郡（小田原市千代廃寺）・余綾郡（大磯町祇園塚遺跡吹切）・御浦郡（横須賀市宗元寺）でも、その近辺に郡家があると推定できます。大住郡は相模国府所在郡であるので、郡家は国府域に併設されていたと考えていることも述べました。このようにしてみると郡家の位置が想定できる6郡は、全て太平洋沿岸に面し東海道が通過する郡であることが分かります。いまのところ相模国では、7世紀第3四半期末から第4四半期前のはじめ頃に整備された東海道と連動する形で太平洋沿岸部の沖積低地が開発され、7世紀第4四半期のうちに郡家や周辺寺院がセットで建設されたと考えています。

郡家の立地に関しては、平野吾郎さんが静岡県を中心とする東海地方の事例を検討する中で、中小河川沿岸の自然堤防上に立地し、水陸交通を考慮しているということを指摘しています（平野 1988）。また、中村太一さんは国府の立地を水上交通との関わりから考察し、①国府が内陸部の河川沿岸に所在し河口部に外港を有する「沿岸国Aタイプ」、②国府が沿岸に所在し国府内もしくは近くに港津を有する「沿岸国Bタイプ」、③河川沿岸に立地する「内陸国タイプ」に分類しています（中村 1994）。国府の立地のみならず、郡家の立地についてもこの中村分類は有効だと考えています。相模国の例をあてはめると、太平洋沿岸部から幾分内陸に入った場所に設置された官衙の多くは（相模国府・大住郡家、足下郡家、余綾郡家、高座郡家、三浦郡家）、概ね中村分類の①に相当します。松井一明さんが示した立地モデルは、まさに中村分類①の様相を示しているものでしょう（松井 2003）。鎌倉郡家は、当時の海岸線が滑川流域の低地に沿って内陸深く入り込みラグーンを形成していたので、鎌倉郡随一の良港として津が置かれていたと推察されているので（大上 2009）、中村分類の②に相当します。



・郡庁
 ・正倉
 ・館・厨
 +
 雑舎
 祭祀場
 (津)
 (駅家)

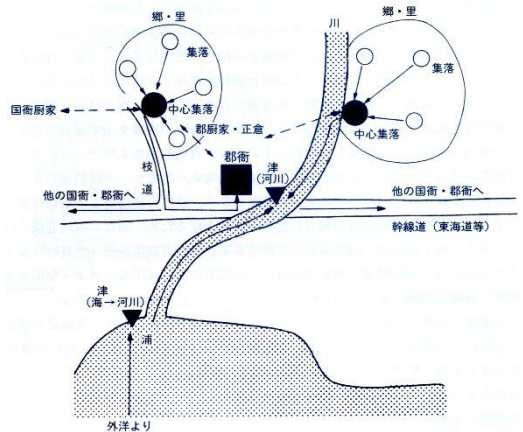


図13 都筑郡家（長者原遺跡）にみる郡家の構成

図14 沿岸部における郡家の立地モデル（1）
 (松井 2003)

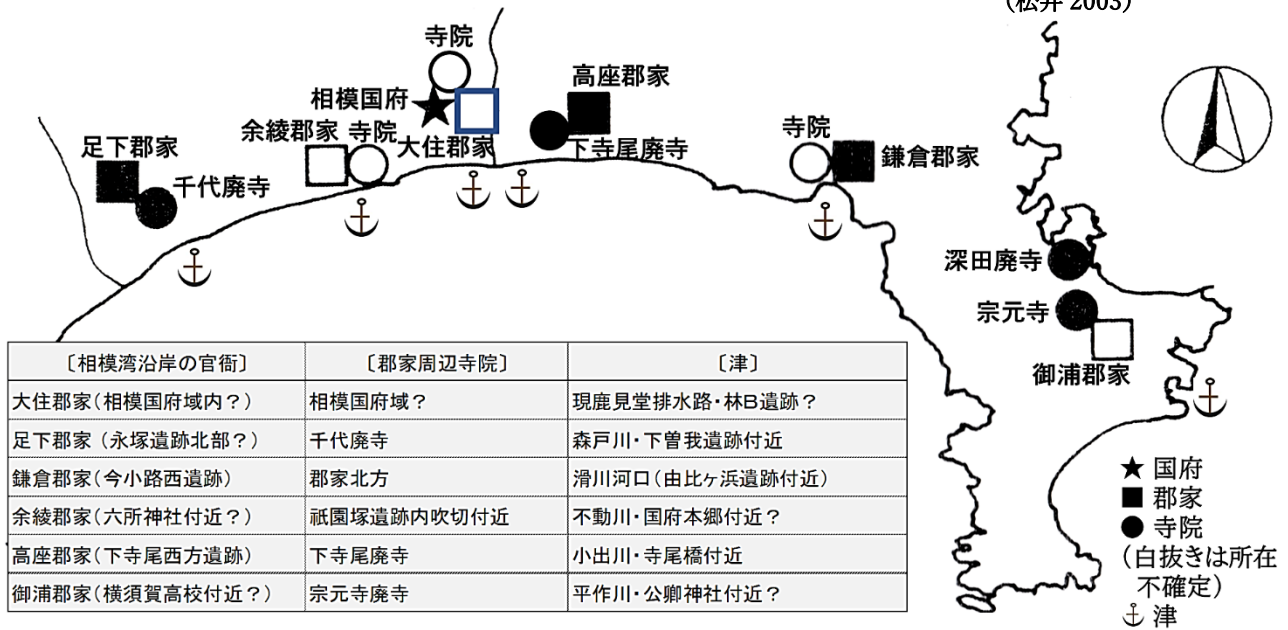


図15 相模国沿岸部における官衙の配置 (田尾 2019)

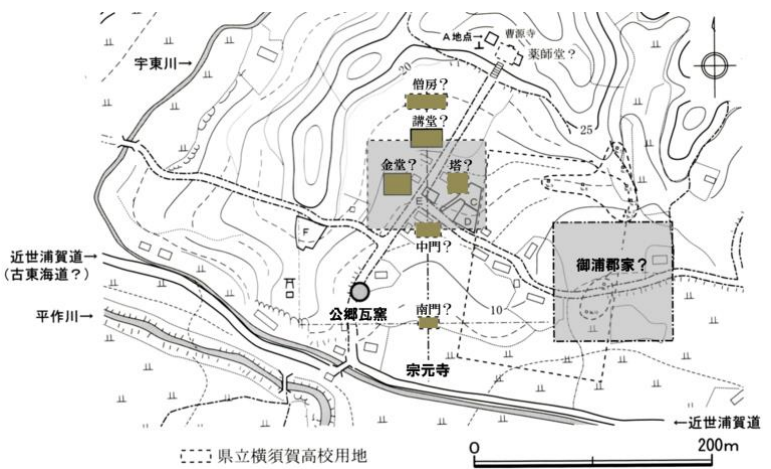
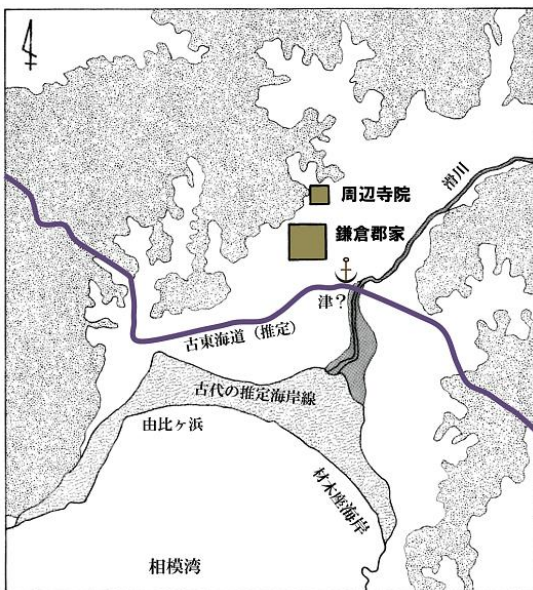


図16 御浦郡家・宗元寺想定配置図 (中三川 2016 に加筆)

図17 鎌倉郡家の立地 (大上 2009 を基に作成)

(2) 内陸の郡家

一方で、郡家や初期寺院の所在地がわからない足上・愛甲の両郡は共に内陸に位置しており、天武・持統朝の680年代に分割された評が前身です。郡家自体が見つからなくとも、多量の瓦を建築材として必要とし、その瓦を葺いた重い屋根を支える基壇や礎石を土台とする寺院は、何らかの痕跡を残すためみつきやすい遺跡でもあります。その片鱗すらわからないというのは、最初からこの二郡には寺院が建設されなかったのではないのでしょうか。足柄評の場合、後の足下郡家周辺寺院となる千代廃寺の創建は、寺院地や伽藍地の造成規模を考慮しつつ区画施設や金堂・塔・講堂といった主要堂宇を順次建設していくことを想定すると、7世紀第4四半期の中で寺院地の造成に着手し、7世紀末～8世紀初頭頃ようやく瓦を葺くことができる程度に建設が進んだとみています。郡家の建設が優先されたでしょうし、伽藍内の主要堂宇は地域にとってはじめて建設に取り組んだ巨大建造物であるといえるので、その苦労はひとしおであったでしょう。この年代観に照らすと、千代廃寺の建設が計画されて造営が開始された段階は、まだ足柄評が上下分割される以前で、当初「足柄評の寺」として造営され始めたのではないのでしょうか。そのため造営中に評が分割されても、足柄上評の支配者層は新たに大規模寺な院を建設する経済面や労働面での負担が困難だったのではないかと思います。そのため、千代廃寺が両郡の寺院を兼ねたと考えています。愛甲郡も同様の状況だったのではないのでしょうか。そもそも、なぜ初期寺院は郡家周辺寺院といわれるように、郡家に接し建てられていることが多いのでしょうか。初期寺院の性格については山中敏史さんが研究史を整理して、官寺説、公寺説、氏寺説、知識寺説、家寺説の諸説に分類しています(山中2005)。その上で郡衙(郡家)周辺寺院という名称を採用し、「後期評段階以降の郡衙周辺寺院は、評衙・郡衙と密接な関係を有し、護国祈願に代表される官寺的機能と郡領層を核とした諸氏族の祖先崇拜や安寧祈願に代表される知識寺的な宗教活動機能との両機能を備えた準官寺としての歴史的特質を持っていた」と結論付けています。さらに「そこには郡内民衆全体にも及ぶ救済機能などの公共的な機能も備わっており、それによって地縁的在地社会全体の秩序維持にも一定の役割を果たしたものと考えられよう」と述べています(山中2006)。このように郡家に近接する初期寺院は、多面的な性格を持ち、造営者も複数の郡司クラスの豪族が参画していたとみられます。ただし、その経営は、公的な財政支出がされていないことから、文献史学の立場から郡家に付属するという考え方には批判的な意見があります。しかしながら郡家に近接して造営される初期寺院には、郡家と有機的な関連を考えざるを得ません。千代廃寺の場合も、足下評家に関わる複数氏族の存在から、単なる一氏族が経営した氏寺的な性格ではなく、評の支配者層である有力氏族を中心とした複数氏族が共同して寺院を造営することによって、地域社会への権威を示すと共に、中央政権への仏教政策を通した帰属を明示したのではないのでしょうか(田尾2008)。

これら内陸の郡家の立地は、先の中村分類の③にあてはまります。やはり内陸国における国府の立地が海浜部から離れた郡家の立地にも援用できるのです。遠江国佐野郡家あるいは山名郡家のように、内陸を通る官道や主要道の傍らに設置される官衙においても、必ず陸路と河川交通にアクセスできる好地を選んでいきます。関東地方では内陸を通行する東山道沿線が好例で、特に武蔵国北部と上野国南部の郡家は利根川を挟んだ位置にあり、東山道およびその支路と利根川水系の水運によって結ばれています。県I武蔵国側の都筑郡家と橘樹郡家もこうした立地に該当し、相模国で二次分割がなされた内陸2郡の郡家もまさにこうした立地にあることは想像に難くありません。内陸2郡がある相模川西岸では、東海

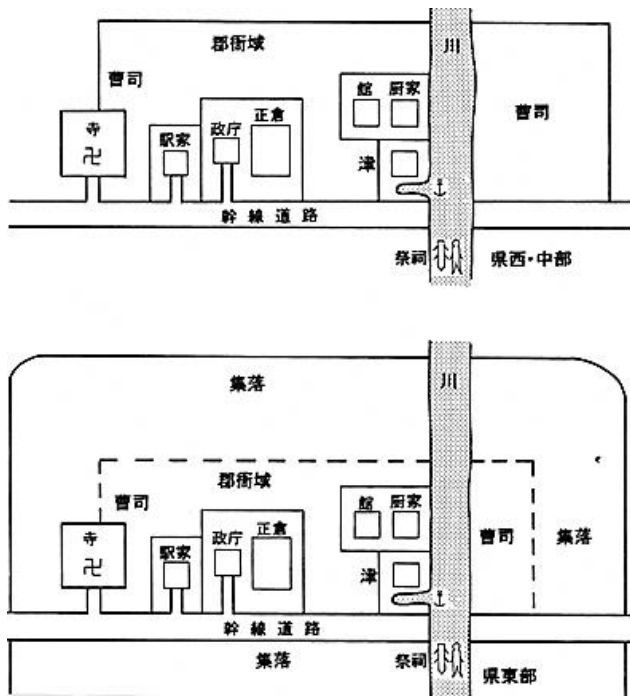


図 18 沿岸部における郡家の立地モデル (2)
(松井 2003)

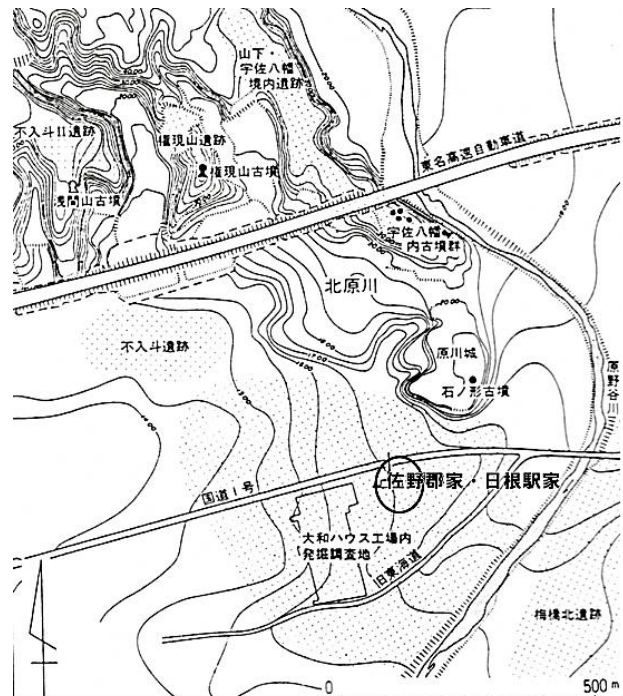


図 19 遠江国佐野郡家の立地
(袋井市教育委員会 1992)

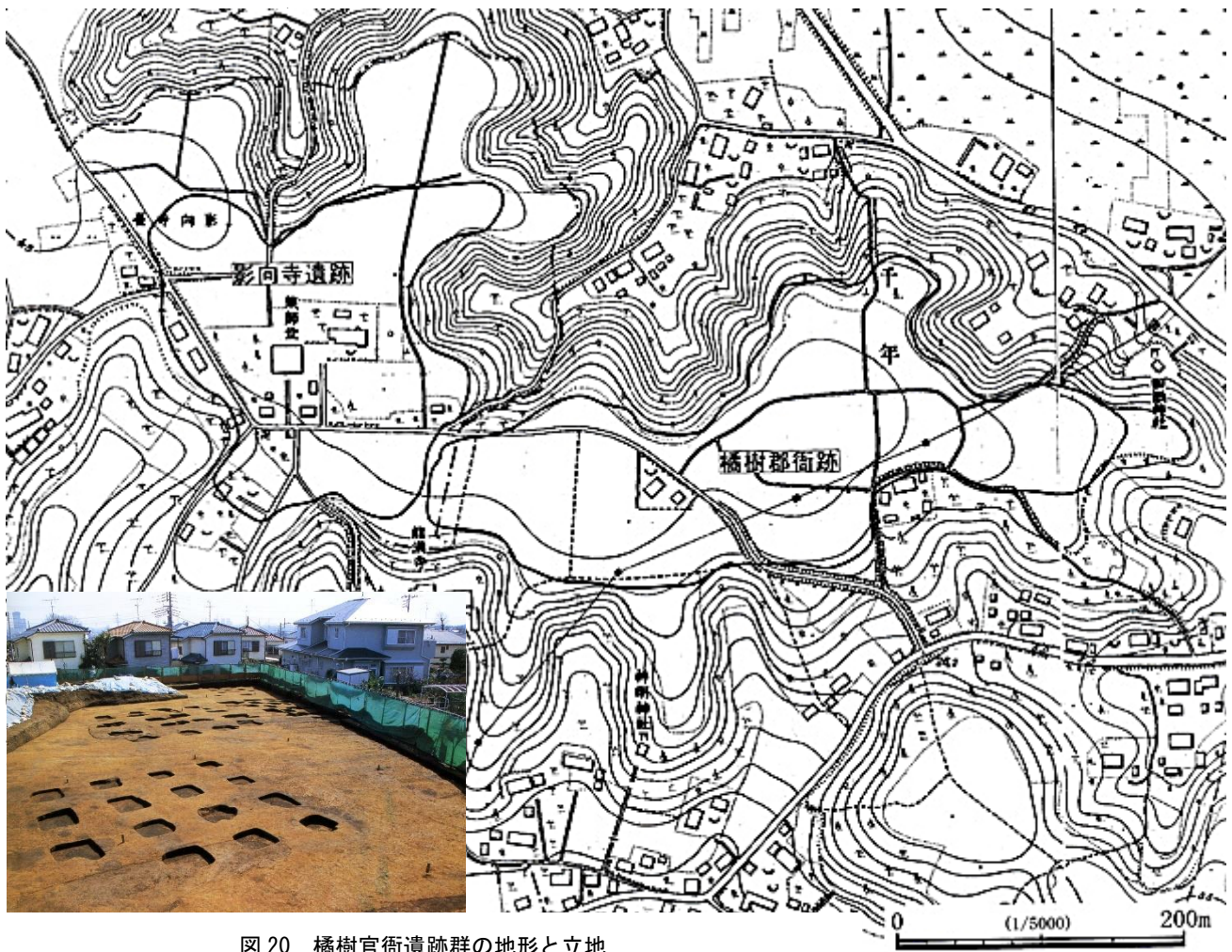


図 20 橋樹官衙遺跡群の地形と立地

道駅路に次ぐ重要な陸上交通路として、近世に東海道の脇往還として整備された矢倉沢往還があります。箱根・丹沢の山麓を東西に結ぶこの内陸の道は、古墳時代後期には在地豪族の拠点をつなぐ地域の主要道として存在し、これを伝路とする見解もありますが（木下 1997）、東海道の複路だという見方もされてきています。足上・愛甲の両郡家は、この道路にアクセスが容易な場所がかつ河川交通の要衝に置かれていた可能性が高く、足下郡家の所在地は松田町のどこかに、愛甲郡家の所在地は愛甲台地の一画が候補地に挙げられます。前者は酒匂川の水運によって相模湾にアクセスできますし、後者は渋田川の支流の旧玉川によって相模国府域の至近を通り、花水川に合流して相模湾に至ります。いずれ郡家も在有力豪族の拠点地に設けられたという共通する特徴もあります。

5. 官衙の景観と交通

さてそれでは最後に、こうした神奈川県下の官衙について、官衙の立地・景観とそれを取り巻く具体的な事例を紹介しておきたいと思います。

モデルケース 1：相模国府・大住郡家

国府は都から国司として官人たちが派遣されてくる、いわば都と直結した都市的な景観を示し、地方における政治・経済・文化の中心として栄えた場所でした。相模国府の所在地は、学士の上では〔高座郡→大住郡→余綾郡〕の三遷説が唱えられていました。文献史料によると、10世紀前後の『和名類聚抄』や平安時代末期の『色葉字類抄』では相模国府は大住郡に、鎌倉時代初期の『伊呂波字類抄』では余綾郡に置かれていたと記載されているので、平安時代末に大住郡から余綾郡へ移転したことが確認できます。ところが国府に近接して建設されることが通例である国分寺が、高座郡域にあたる海老名市に所在することから、初期の相模国府は国分寺に近接して建設され、平安時代になると大住郡に、さらに鎌倉時代の直前に余綾郡に移遷したと考える三遷説が提唱されたのです。1970年代後半以降に行われた発掘調査によって、平塚市街地の砂丘域で普通の遺跡にはみられない特殊な出土品が多数みつかるようになり、東西に長く展開する相模国府像が想定されるようになりました（明石 1995）。特に、稲荷前A遺跡の調査で出土した「国厨」墨書土器や、真土六ノ域遺跡で発見された国庁脇殿建物に比定される8世紀中頃の庇付大型掘立柱建物跡の存在から、相模国府は当初より大住郡に建設されたと考えられるようになりました。これが12世紀中葉までに余綾郡に移遷したことは、先の文献以外にも、国府本郷・国府新宿（旧国府村）といった遺存地名や相模国総社である六所神社の存在から確実です。

相模国府域では、東海道駅路の一部と目される道路遺構が構之内遺跡第3地点や東中原E遺跡第4地点などで発見され、国府域を東西に貫いて通る状況が復元されています（栗山 2006）。また、国府域西方にあったとみられる箕輪駅家から分岐して、秦野盆地の方面へと向かう伝路の存在も想定していますが（田尾・荒井 2017）、木本雅康さんはこの道を東海道の複路であるとする見方を示しています（木本 2006）。他方、国庁の約600m北方の、現在は暗渠用水として護岸されている鹿見堂排水路の屈曲点付近に林B遺跡がありますが、ここを国府の津に比定しています。このように相模国府の立地は、大住郡外や相模国外に開けた水陸交通の拠点であることをまず確認しておきます。

その一方で相模国府は、河川交通を利用したネットワークの拠点であることも指摘できます。これに大きな役割を果たしたのが、国府域近辺を流れる花水川（金目川）水系の河川です。花水川は、国府域

の西方で金目川・鈴川・渋田川に分かれます。金目川は合流点から大きく西に流路を変えて、秦野盆地の方向へと遡上します。ここでは郡境を挟むような形で大住郡片岡郷と余綾郡金目郷が所在し、余綾郡幡多郷へと到達します。この間、装飾大刀を副葬した二子塚古墳や銅鏡を出土した岩井戸横穴墓群を擁する薬師原台地の墳墓群があり、秦野盆地には桜土手古墳群が所在することから、余綾郡の有力豪族の拠点をつなぐことにもなります。鈴川の合流点付近では、旧流路が運河に造作されたと考えられる大溝が本宿B遺跡で発見されています。鈴川を遡上すれば、大住郡榑崎郷や相武国造の故地である伊勢原市三ノ宮比々多地区ないしは大住郡日田郷へと至ります。渋田川は国府域の北方を東から北に流路を変えて遡上し、旧玉川と分かれます。渋田川および旧玉川流域には、三宅、和田、服部、涓辺、大上、石田の大住郡諸郷が分布します。渋田川をそのまま北上すれば伊勢原市西富岡に達しますが、この西富岡に所在する向畑遺跡には、大豆の出納に関する木簡や腰帯具がまとまって出土する事例が知られていて（新開 2012）、河川交通による国府域との直接的な通交のできる首長拠点であったとするならば得心のいくところでしょう。渋田川から分岐した旧玉川は、すでに述べたように、愛甲郡家が置かれた愛甲台地へと通じます。相模国府周辺にある前鳥・中島・方見・駅家の4郷と、花水川河口付近の川相郷を加えると、花水川水系は大住郡諸郷を全てネットワークし、余綾郡や愛甲郡へもアクセスできるのです。このように郡内外をネットワークする花水川水系の河川沿いに、伝路のような交通路が拓けていたと考えるのは想像に難くありません（田尾 2017a・2018）。

以上のように大住国府と大住郡家の立地は、東海道駅路や伝路といった陸上交通および太平洋沿岸の内水面交通を利用して、官衙域と郡内諸郷、内陸の郡家や在地首長の支配拠点など、地域の要地を結ぶ交通路の集約点でした。大住郡家は相模国府に先行して設置されたでしょうから、相模国府の選地にあたっては、旧相武国造家であった壬生直氏が郡内支配を行うために最適と考えた大住郡家の拠点的立地を踏まえたものだったのでしょう。

モデルケース 2：足下郡家

東海道が足柄坂を越えて坂東に入った最初の駅家は坂本駅家で、南足柄市街地の関本に比定されています。その次の駅家は小総駅家で、平安中期の『大和物語』に「小総の駅という所は、海辺になむありける」と書かれています。東海道はどこかで足柄平野を東西に横断し、90度に近い方向転換をして南下した国府津付近に、小総駅家があったとされています。国府津の地名は、室町時代の『実暁記』に「郡水」と記されていることから、足下郡家の外港である郡津（コホリノツ）が国府津（コホツ）に転訛したと考えられています（千田 1974・中村 1996）。

それでは、東海道はどこで足柄平野を横断するのでしょうか。先に足柄評が上下に分割されることを述べましたが、荒井秀規さんは、足柄評を分割した基準を視覚的に明らかな駅路東海道に求めたのです（荒井 1993）。現在の大字「西大友」「東大友」は足柄上評大伴里の遺名で、その南方にある「高田」は足下評高田里の遺名であることから、大友と高田の間に評の分割ラインすなわち東海道があるだろうと推定されたのです。荒井さんはこの境界を、足下郡家に関係する下曾我遺跡の北側を通過する東西ラインに取っていますが、大磯丘陵の六本松峠を指標とする、やや北に寄った東大友の南側にある大字界を東西に延長したラインとみています。というのも、足下郡家の所在地を永塚台地北部にある永塚観音堂付近に想定しているからです。

千代廃寺はこれまでの調査成果によって、基壇建物・礎石建物・掘立柱建物によって主要堂宇が構成

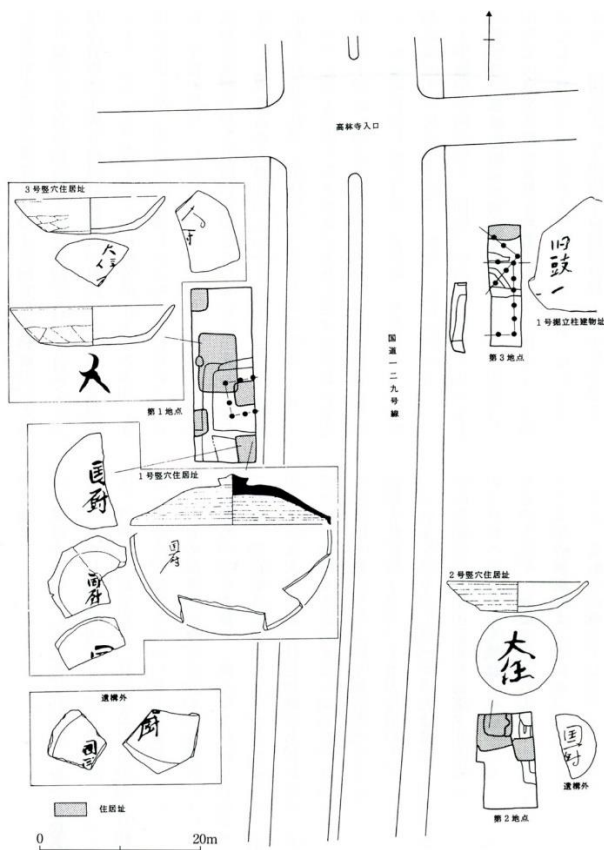


図 23 稲荷 A 遺跡出土墨書土
(平塚市教育委員会 1995)

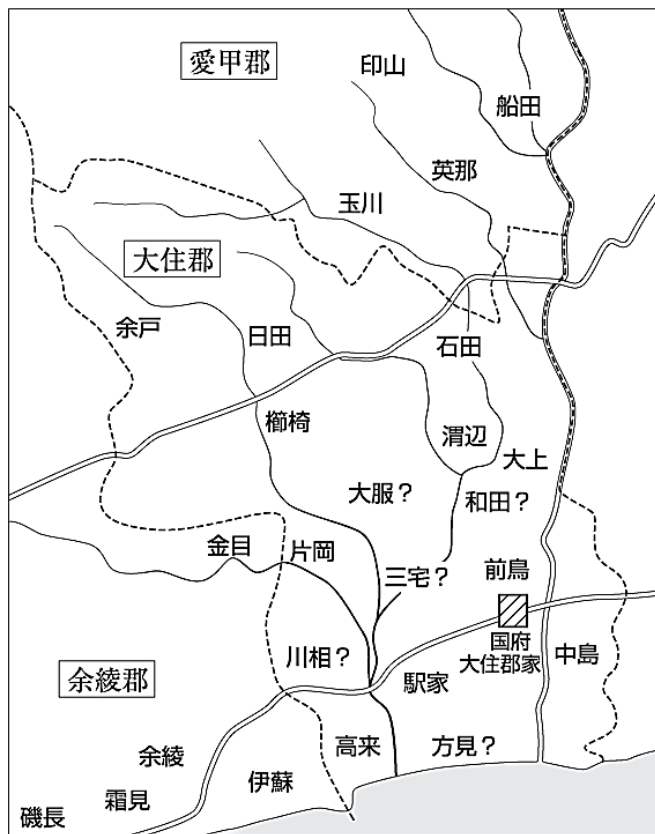


図 24 相模国府・大住郡家の交通ネットワーク
(田尾 2017a)

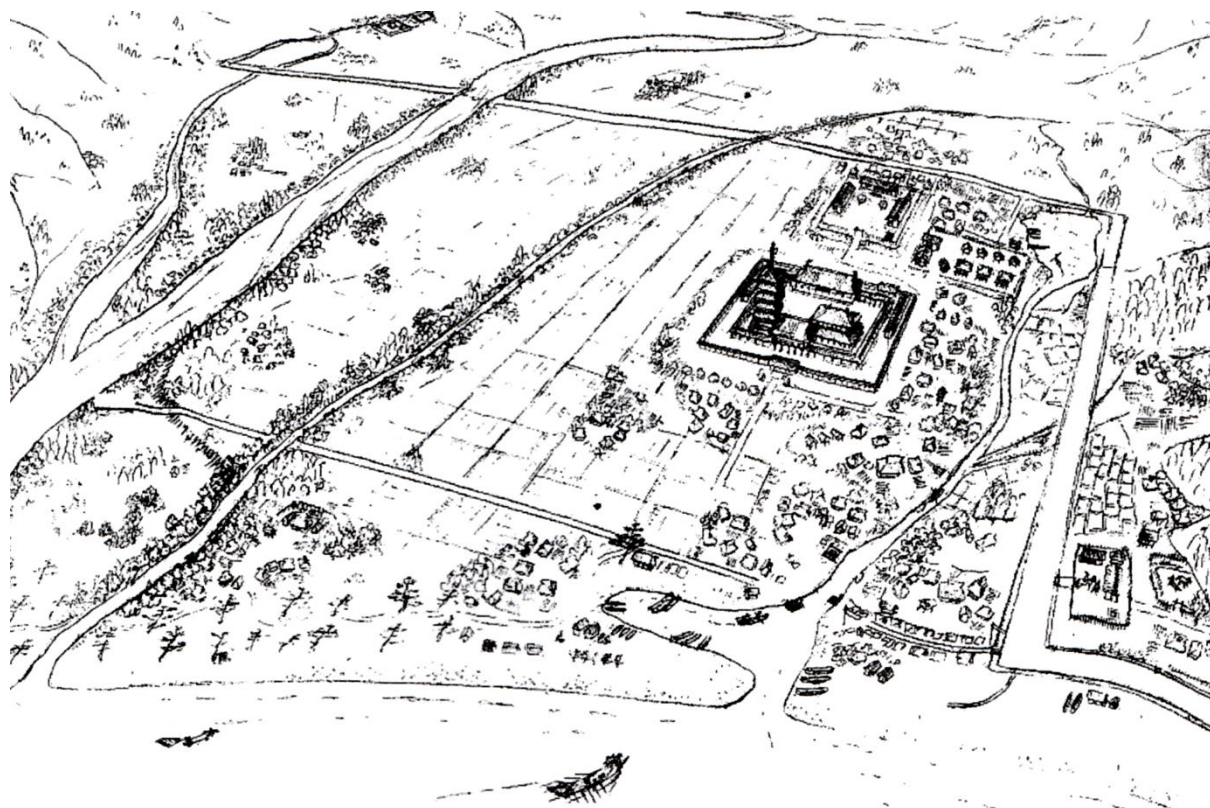


図 25 足下郡家景復元図 (大島慎一画)

される、ローカルな伽藍配置を有すると想定しています。また森戸川低地部の下曾我遺跡が再調査された際に、南接する永塚台地上では並行して永塚下り畑遺跡第Ⅳ地点の発掘調査が行われましたが、この調査で南北に延びる道路遺構が発見されました。この道路遺構は規模は小さいながらも両側溝を持ち、路面に細かく砕いた土器・陶器や小石を敷き詰めた舗装道路でした。川津や祭祀場の性格が考えられる下曾我遺跡の脇を通過することから、東海道から分岐して、足下郡家（永塚台地北部）－郡津（下曾我遺跡）－千代廃寺を結ぶ地域の主要道路であると推定できます。この延長と考えられる舗装道路が、千代台地を挟んだ南方の高田宮町遺跡第Ⅷ地点と、北側の永塚壱町畑遺跡第Ⅸ地点で発見されています。永塚壱町畑遺跡第Ⅸ地点の道路遺構をさらに北に延した先が永塚観音堂にあたり、足下郡家の所在地であろうと考えているのです。

以上のことから足下郡においては、千代・永塚台地の内陸部に郡家・寺院が建設され、それが下曾我遺跡の川津と森戸川の水運を介して相模湾岸にある外港と結びついていた景観が復元できます。

モデルケース 3：高座郡家

相模国高座郡家と下寺尾廃寺を中心とする下寺尾官衙遺跡群は、相模湾から約4kmにある茅ヶ崎市香川に位置します。2002年の発掘調査において、茅ヶ崎北陵高校のグラウンド部分で郡家関連遺構がされました。郡家が立地する台地の南側低地部には、古くから以前から下寺尾廃寺の存在が知られていました。この高座郡家の調査で確認された遺構は、郡庁・正倉・、館・厨といった、郡家中枢の諸要素が全て揃うという重要な発見でした。このように高座郡家中枢部や下寺尾廃寺の調査が行われていた最中、遺跡西縁を流れる小出川の河川改修に伴う発掘調査で、集落や祭祀場、郡家に付属する川津遺構が発見されたのです。この場所は小出川が弓なりに屈曲する部分で、「く」の字に屈曲する内側を造成して自然礫で護岸し、船着き場を設置したものです。また、船着き場に面して、荷揚げ・積み出しに関わる保管施設あるいは津の管理棟と考えられる数棟の掘立柱建物が軒を揃えて建てられていたことがわかりました。関東地方では、郡家に付属する古代の港湾遺構が発見された事例は極めて珍しく、これもまた貴重な発見です。津の近くには郡家の祭祀場（祓所）が想定され（鈴木 2006）、川津遺構の覆土からは多量の土器類と共に、斎串や刀形・人形などの木製祭祀具、人面墨書土器・絵馬・櫛・皇朝銭・「神」の刻書がある石製紡錘車など、神祇祭祀に関わる遺物が出土しています。

高座郡家の南側には、鎌倉・御浦両郡へと続く古東海道が東西に通っていたはずですが。郡家南側付近の古東海道駅路については岡本孝之さんが、中世の大山街道に関わる遺構として紹介されている間門B遺跡の東西道路遺構に注目している（岡本 1998）。この場所は小出川が大きく屈曲する地点で、墨書土器も過去に出土していますし、郡家が所在する高座郡河會郷の拠点集落である上ノ町・広町遺跡に接する川津があったかもしれません。古東海道は、東海道一東山道連絡路並びに伝路である中原街道が武蔵国へと北上する幹線道も分岐するはずですが。前者は宝亀二年（701）以降、東海道本線となりますが、その場合、高座郡家の近辺をこの道が通過していた可能性は高いと考えています。

モデルケース 4：橘樹郡家

武蔵国橘樹郡家と古代影向寺で構成される橘樹官衙遺跡群は、地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることのできる貴重な遺跡であるとされています。遺跡発見の契機は1991年代に行われた宅地開発に先立つ発掘調査で、高津区千年伊勢山台遺跡において整然と建ち並ぶ総柱建物、すなわち正倉

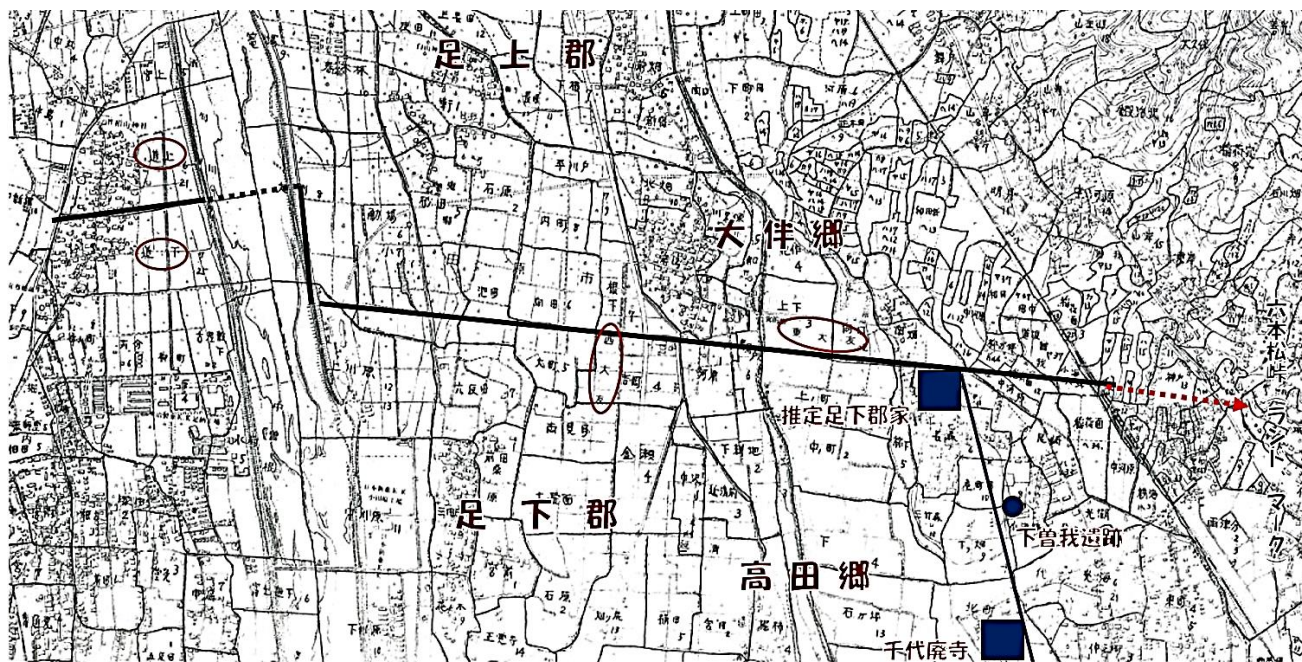


図 26 足柄評の上下分割ライン（東海道）（田尾作成）

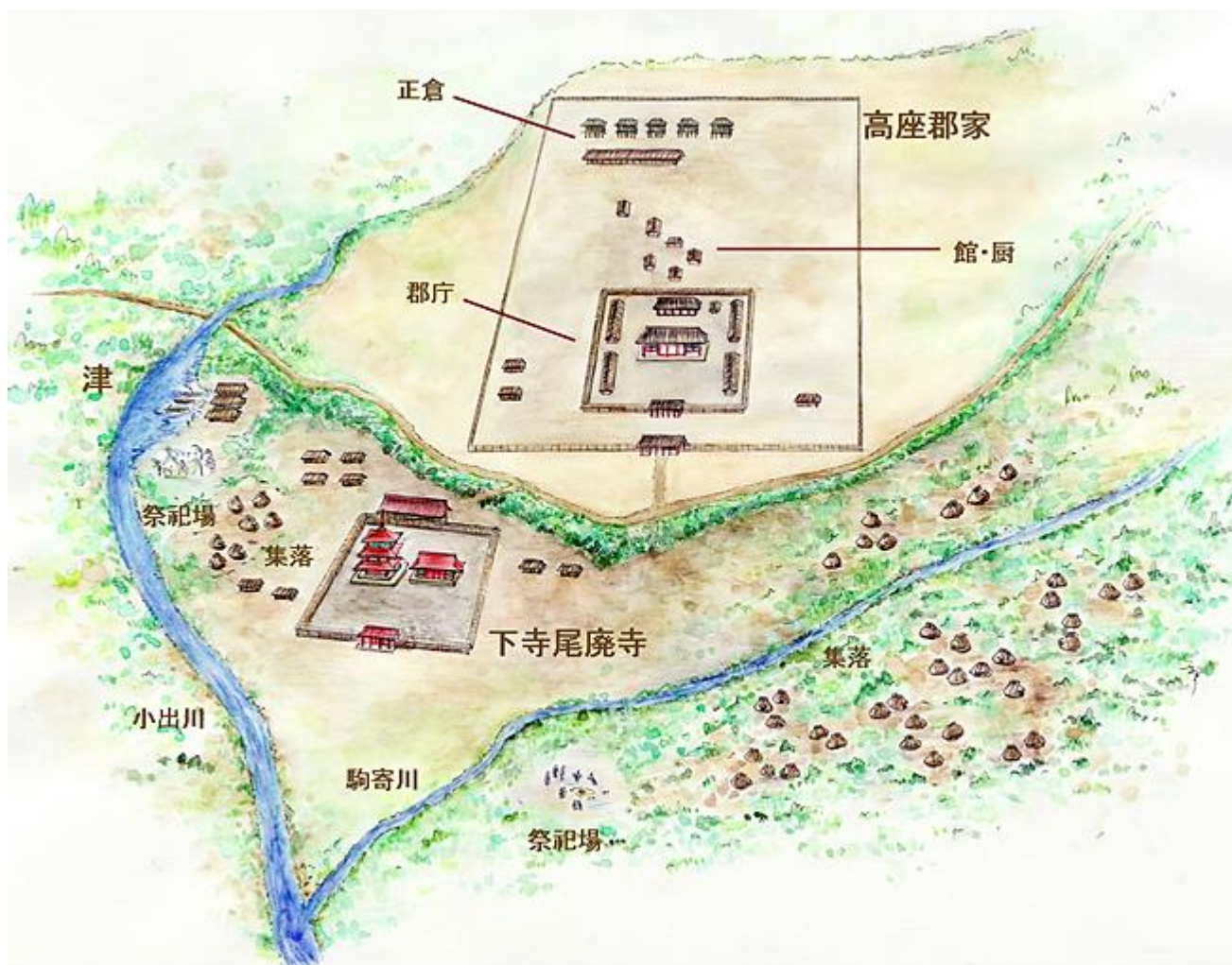


図 27 下寺尾官衙遺跡群想像復元図（田尾監修・霜出彩野画）

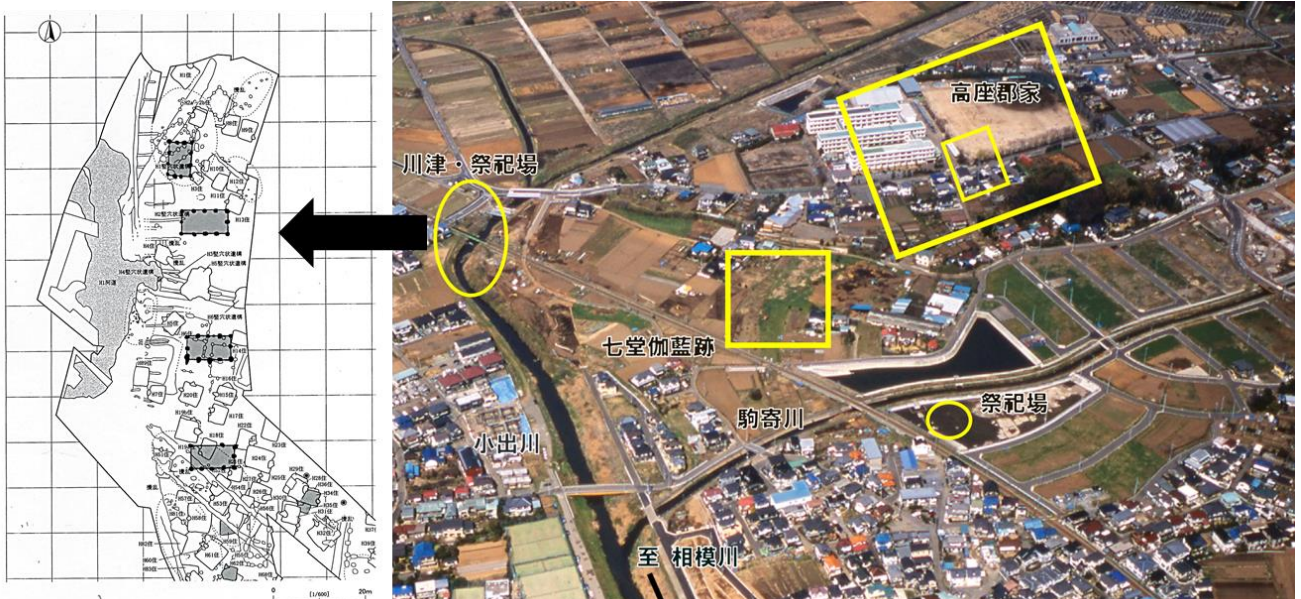


図 28 下寺尾官衙遺跡群の鳥瞰と川津遺構 (田尾作成)

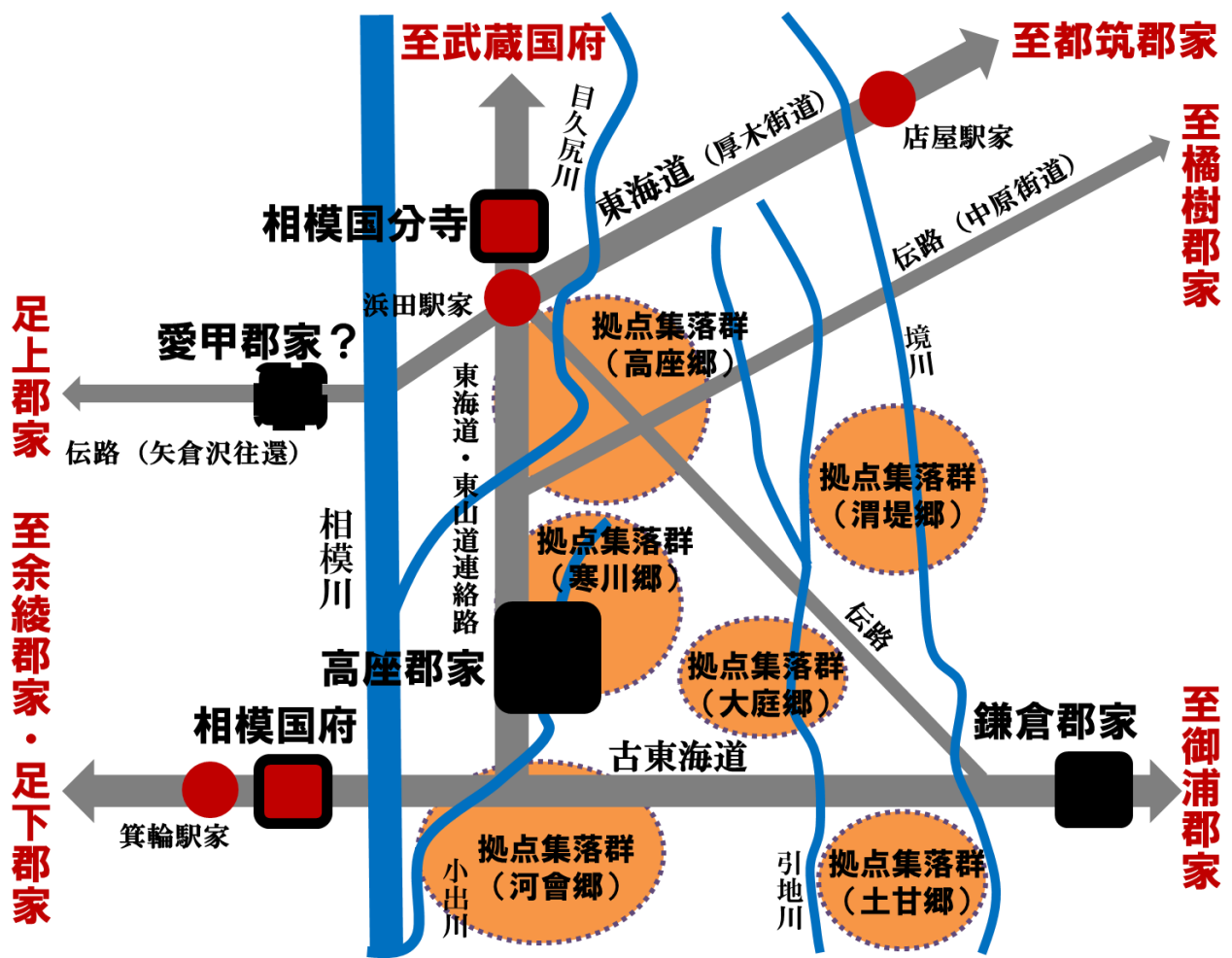


図 29 高座郡南部の交通ネットワーク (田尾 2017b)

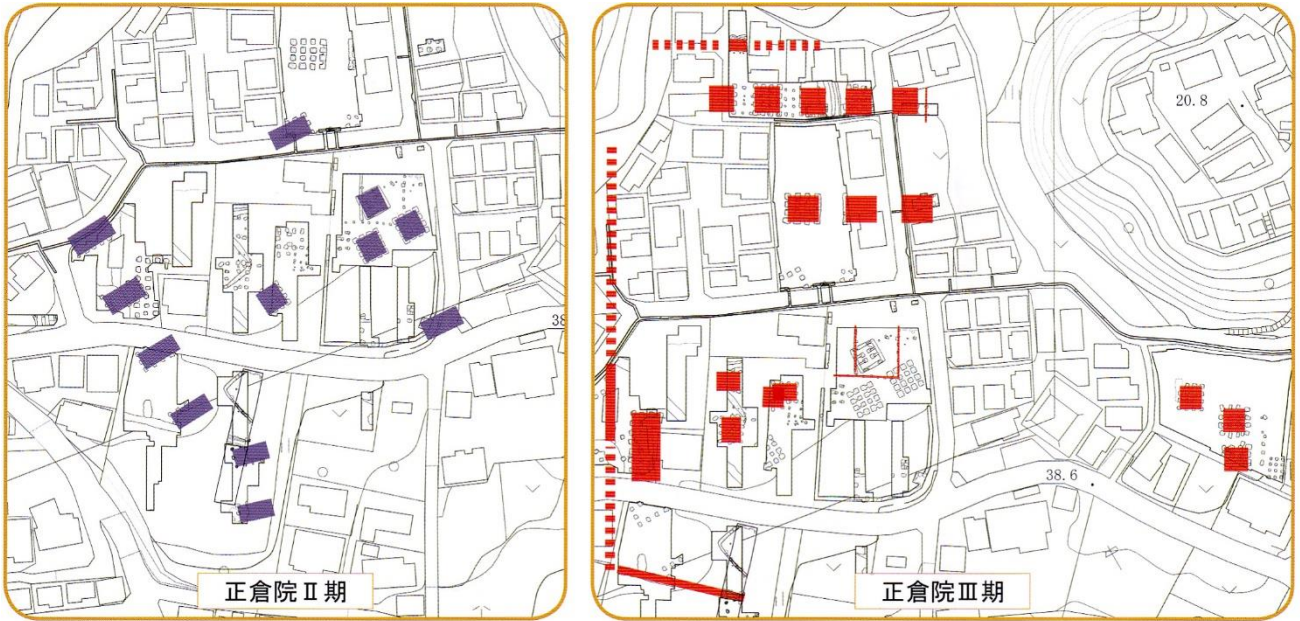


図30 橘樹郡家正倉建物方位の変遷 (川崎市教育委員会 22016)

が発見されたことでした。この発見によって、この場所が橘樹郡家であることが判明したのです。橘樹郡家では、7世紀の評段階にあたる正倉などの遺構も発見されていて、官衙成立の背景や構造の変化の過程が分かる貴重な遺跡であると評価されています。評家の成立直前から郡家正倉廃絶に至るまでの4時期の変遷が確認されていますが、遺跡は7世紀後半に大壁建物あとの可能性がある方形周溝状遺構が造られることを皮切りに、評家の段階には斜方位で規則正しく配置された4棟の総柱建物と6旨の側柱建物が建てられ、8世紀前半には、建物方位をほぼ真北に揃えた13棟以上の総柱建物が立ち並ぶ様子が明らかになりました。これらの建物は9世紀中頃には廃絶していたとされています。なお、その後の調査で館・厨の位置はおおよそ推定できるようになり、残る空閑地に郡庁の存在が期待されています。

現影向寺の下に眠る郡家周辺寺院は、7世紀後半から8世紀前半の創建で、8世紀中頃には塔の造営と金堂の改修が行われ、

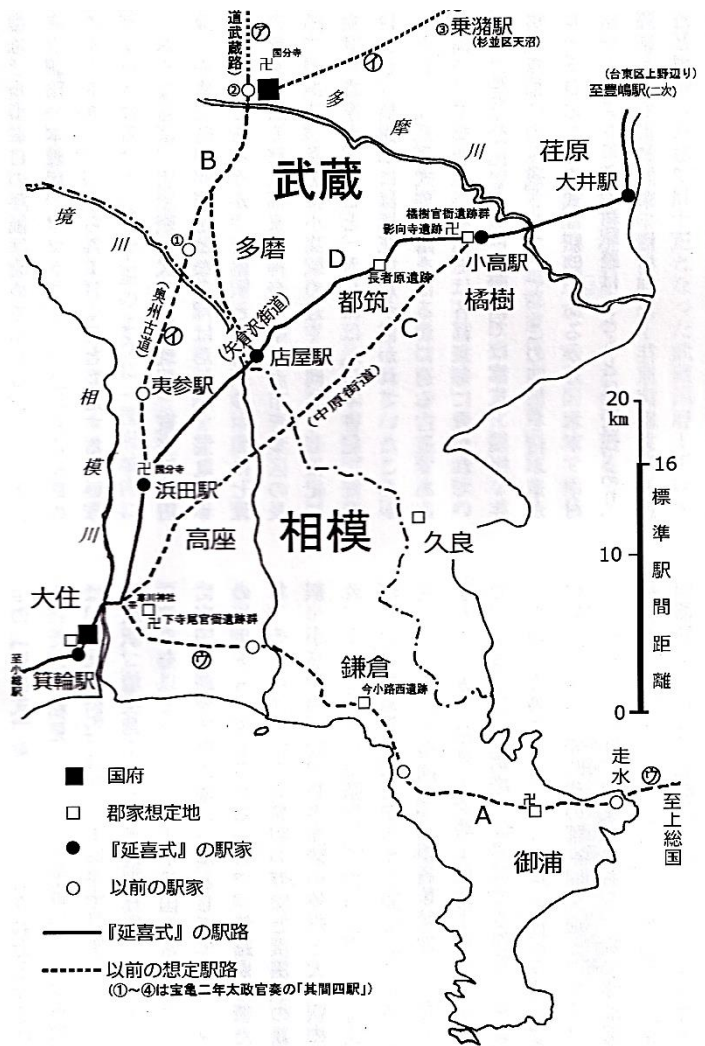


図31 相模・武蔵国間の『延喜式』の駅路と以前の駅路 (荒井 2016)

10 世紀初頭まで補修が行われていたことが確認されています。出土瓦等から、南武蔵の中心的な寺院であったと考えられています。

橘樹郡家に近接して小高駅家が所在したとみられています。相模国分寺付近の浜田駅家から店屋駅家・都筑郡家へと続く宝亀二年以降の駅路と、高座郡家から向かうかう伝路とされる後の中原街道という、北東方向の 2 大幹線道路の合流点でした（荒井 2016）。これらの道路は前身となる道路が整備されたもので、その成立はさらにさかのぼると考えられます。また橘樹郡家のある台地一帯は矢上川とその支流に挟まれており、両方の河川交通が利用できる好立地にあります。初期寺院である影向寺の東側から郡家正倉院の北側にかけて入り込む谷戸は、湧水点があるので祭祀場の可能性が考慮されますが、他方で矢上川支流から引き込まれた水路の川津もあったのではないのでしょうか。谷戸の入口には「北浦」という字名が残っていることもそれを示唆しています。また、千年伊勢山台の南東に張り出す子母口富士見台の蓮上院北遺跡では、正倉と同規模の総柱式掘立柱建物が発見されているので郡家別院ではないかと考えられ、至近 300m を流れる矢上川の水運が利用されたと考えられています（村田 2014）。

このような橘樹郡家を取り巻く水陸交通の様相は、先の内陸に立地する官衙の典型的な在り方を示すものであると考えられます。

引用・参考文献

- 明石 新 1995 「相模国府域の様相」『考古論叢神奈河』第 4 集、神奈川県考古学会
朝日新聞社 2002 『飛鳥藤原京展』
- 荒井秀規 1993 「相模国足柄評の上下分割をめぐって」『市史研究あしがら』第 5 号、南足柄市史編集委員会
荒井秀規 2016 「武蔵国橘樹郡家と南武蔵の交通」『史叢』第 95 号、日本大学史学会
荒井秀規 2019 「評・郡の編成と交通」『愛甲の古代を探る』厚木市教育委
- 飯田充晴 1994 「埼玉県東の上遺跡の道路遺構」『季刊考古学』第 46 号、雄山閣
大上周三 2009 「鎌倉郡衙と官衙関連遺構について」『神奈川考古』第 45 号、神奈川考古同人会
岡本孝之 1998 「茅ヶ崎古代東海道考」『文化資料館調査研究報告 6』茅ヶ崎市文化資料館
川崎市教育委員会 2016 『川崎市遺跡リーフレット① 国指定史跡 橘樹官衙遺跡群』
- 木下 良 1997 「総説「神奈川の古代道」」『神奈川の古代道』（藤沢市教育委員会）
木本雅康 2000 『古代の道路事情』吉川弘文館
栗田一生 2020 「橘樹評家の誕生」『飛鳥時代の東国』高志書院
栗山雄揮・明石 新 2010 『平成 21 年度春期特別展 検証 相模国府』平塚市博物館
国分寺市教育委員会 2017 『古代道路を掘る』
- 新開基史 2012 「西富岡・向畑遺跡」『平成 23 年度遺跡報告会』伊勢原市教育委員会・かながわ考古学財団
鈴木靖民 2006 「神奈川県寒川町小出川河川改修関連遺跡群出土の木製祭祀具覚書」『祭祀考古学』5、祭祀考古学会
鈴木靖民 2014 『相模の古代史』高志書院
千田 稔 1974 『埋もれた港』
- 関 和彦 1994 「古里・在地社会論」『古代東国の民衆と社会』名著出版
田尾誠敏 2008 「特別講演 千代跡と千代遺跡群」自『平成 20 年 小田原市遺跡発表会 発表要旨』小田原市教育委員会
田尾誠敏 2014 「IV 章 藤沢の古墳時代社会 1. 古墳時代の地域社会」『大地に刻まれた藤沢の歴史 IV ～古墳時代～』藤沢市

- 田尾誠敏 2015「相模国における運河と水上交通」『日本古代の運河と水上交通』八木書店
- 田尾誠敏 a 2017「相模国における官衙・初期寺院の景観とその形成」『古代東国の地方官衙と寺院』山川出版社
- 田尾誠敏 b 2017「神奈川県下寺尾官衙遺跡群と相模国高座郡南部の景観」『日本古代の道路と景観』八木書店
- 田尾誠敏 2018「相模国の郡家と国府をめぐる諸問題」『考古論叢神奈河』第25集、神奈川県考古学会
- 田尾誠敏 2019「支配拠点の立地と景観」『あつぎ郷土博物館開館記念 厚木市史シンポジウム 愛甲の古代を探る』厚木市教育委員会
- 田尾誠敏・荒井秀規 2017『古代神奈川の道と交通』藤沢市文書館
- 中三川昇 2015「宗元寺E地点確認調査報告」『横須賀市文化財調査報告書第53集』横須賀市教育委員会
- 中村太一 1994「古代東国の水上交通」『古代王権と交流2 古代東国の民衆と社会』名著出版。
- 中村太一 1996『日本古代国家と計画道路』吉川弘文館
- 根本 靖 編 2010『東の上遺跡—飛鳥・奈良・平安時代編I—』埼玉県所沢市教育委員会
- 平野吾郎 1988「東海地方における郡衙推定遺跡とその立地について」『斎藤忠先生頌寿記念論文集 考古学叢考 中』吉川弘文館
- 袋井市教育委員会 1992『坂尻遺跡 平成3年度貸倉庫建設に伴う緊急発掘調査概報』
- 松井一明 2003「第4章 県内寺院・官衙の諸様相 第7節 官衙関連遺跡」『静岡県の古代寺院・官衙遺跡』静岡県教育委員会
- 村田文夫 2014「武蔵国橋樹郡衙周辺の歴史的な景観考」『神奈川考古』第50号、神奈川考古同人会
- 山中敏史 2005「地方官衙と周辺寺院をめぐる諸問題」『地方官衙と寺院』奈良文化財研究所
- 山中敏史 2006「郡衙および官衙関連遺跡をめぐる諸問題」『古代の役所と寺院』静岡県考古学会